

学内規定

長岡大学学則

目次

第1章 総則(第1条～第2条)……………	148
第2章 組織(第3条～第5条)……………	148
第3章 職員組織(第6条～第7条)……………	148
第4章 大学運営会議及び教授会 (第8条～第10条)……………	149
第5章 学年、学期及び休業日 (第11条～第13条)……………	149
第6章 修業年限及び在学年限 (第14条～第15条)……………	149
第7章 入学(第16条～第23条)……………	149
第8章 教育課程及び履修方法等 (第24条～第32条)……………	150
第9章 休学・転学・留学及び退学 (第33条～第38条)……………	151
第10章 卒業及び学位(第39条～第40条)……	152
第11章 賞 罰(第41条～第42条)……………	152
第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人 留学生(第43条～第46条)……………	152
第13章 授業料その他の納付金 (第47条～第55条)……………	152
第14章 奨学制度(第56条)……………	153
第15章 公開講座(第57条)……………	153
第16章 改正及び細則(第58条～第59条)……	153
附 則……………	153

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条** 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、広く豊かな教養を授けるとともに、深く専門の学術を教授・研究し、実践的、創造的な能力を備えた有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。
- 2 学部学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表Iの通り定める。

(自己点検・評価)

- 第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項並びに実施については、別に定める。

第2章 組 織

(学 部)

- 第3条** 本学に、経済経営学部を置く。
- 2 前項の学部には置く学科及び定員は、次のとおりとする。
- 経済経営学科 入学定員100人 収容定員400人

(附属図書館)

- 第4条** 本学に、附属図書館を置く。
- 2 附属図書館については、別に定める。

(教育研究施設)

- 第5条** 本学に、次の教育研究施設を置く。
- 地域連携研究センター
- 2 前項の各施設については、別に定める。

第3章 職員組織

(職 員)

- 第6条** 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、

事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(部局長等)

第7条 本学に、学長のほか、学部長、及び大学事務局長を置く。

- 2 学長が必要と認めるときは、副学長、学長補佐を置くことができる。
- 3 部局長等の職務、選考方法、任期その他の必要な事項は別に定める。

第4章 大学運営会議及び教授会

(大学運営会議)

第8条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、次の事項について審議する。
 - (1) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項。
 - (2) 学則、その他の学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 全学的な教育研究目標・計画の策定に関する事項
 - (4) 本学の予算に関する事項
 - (5) 本学の施設・設備に関する事項
 - (6) その他、大学運営に関する事項で、学長が必要と認めた事項
- 3 大学運営会議に関して必要な事項は別に定める。

(教授会)

第9条 本学の教育研究及び学生の厚生補導等に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 教育課程の編成及び履修に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業、学位、その他在籍に関する事項
 - (3) 学生の厚生及び補導に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
- 3 教授会は、前項に掲げる事項のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会に関して必要な事項は別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第10条 本学に大学の教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うために自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会に必要な事項は別に定め

る。

(教員人事委員会)

第10条の2 本学に、教員の採用、昇進に関する事項を審議するため、教員人事委員会を置く。

- 2 教員人事委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日5月1日

(4) 春期休業 3月20日から4月5日まで

(5) 夏期休業 7月26日から9月10日まで

(6) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学をした学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学期の始めにおいても入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
- (6) 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、教授会の議を経て選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 選考の結果合格した者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 一度納入された入学検定料及びその他の納付金は、これを返さない。ただし、本学の定めた期日までに入学辞退を申し出た者には、入学検定料、入学金を除くその他の納付金を返還する。

(再入学)

第21条 第37条の規定により本学を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に入學を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て学長が定める。

(転入学)

第22条 他の大学に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、

学長が相当年次に入學を許可することがある。

- 2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て、学長が定める。

(編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学の学部編入学を志願する者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入學を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者(学校教育法第58条の2)
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 修業年限4年以上の大学において、1年次修了以上の学力があると認められた者
- (5) 外国において、学校教育における大学の1年次修了以上の学力があると認められた者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第132条に規定する者に限る。)

- 2 前項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て学長が定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第24条 授業科目は、教養科目、ゼミナール科目及び専門科目とする。

- 2 授業科目及びその単位数等は別表Ⅱのとおりとする。

(単位計算方法)

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で必要と認められる時間の授業をもって1単位とする。ただし、前各号によりがたい場合は、別に定める時間数をもって1

単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ゼミナール等の授業科目については、その学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第26条 授業科目の修了の認定は、出席の状況及び試験の成績に基づき行うものとし、合格した学生には所定の単位を与える。試験は、学期末又は学年末に、その履修した科目について、筆記、口述、論文、報告書等によって行う。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。その成績の評定は、S、A、B、C及びDをもって表し、C以上を合格とする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した単位を、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第36条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修

得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第31条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

第32条 削除

第9章 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2か月以上学修することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため学修することが適当でない認められものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第15条及び第39条の在学期間に参入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第39条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第34条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第39条 本学に4年以上在学し、かつ、次の各号の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 教養科目については、必修科目(選択必修科目を含む)16単位以上選択科目20単位以上、合計36単位以上
- (2) ゼミナール科目については、必修科目8単位
- (3) 専門科目については、必修科目26単位、選択科目54単位以上、合計80単位以上。但し4年次に専門科目(特別科目、コース推奨科目)から6単位以上の単位取得が必要。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第40条 卒業した者には、次の学位を授与する。
経済経営学科 学士(経済経営学)

第11章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とす

る。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第43条 削除

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第13章 授業料その他の納付金

(授業料等の納付)

第47条 入学検定料、入学金、授業料及び施設費の額は、別表Ⅲの通りとする。ただし、私費外国人留学生の入学金及び授業料については別に定める。

- 2 前項の納付金は、それぞれの指定期日までに納付するものとする。

(既納金の返還)

第48条 納付した入学検定料、入学金、授業料及び施設費は、第20条第3項ただし書きに定める場合を除き、返還しない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第49条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する

見込みの学期までの授業料及び施設費を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第50条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料及び施設費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第51条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学期間中の授業料及び施設費は免除する。ただし、学期の中途において休学あるいは復学した者は、原則として、その学期の授業料及び施設費を納付しなければならない。

(授業料等の免除)

第52条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、教授会の議を経て、授業料及び施設費の全部もしくは一部を免除することがある。

(授業料等の延納)

第53条 やむを得ない事情により、授業料及び施設費を延納しなければならないときは、その旨直ちに願い出て学長の許可を得なければならない。

(編入学等の授業料等)

第54条 編入学、再入学又は転入学した学生の入学検定料及び入学金は当該年度のそれぞれの額と、また授業料及び施設費は、その者が、編入学、再入学又は転入学したその年次の在学者の額と同額とする。ただし、私費外国人留学生の入学金及び授業料については別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第55条 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等納入金については、別に定める。

第14章 奨学制度

(奨学制度)

第56条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養・知識等を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第16章 改正及び細則

(改正)

第58条 本学則の改正は、大学運営会議の議を経て、理事会が行う。

(細則その他)

第59条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日改正)

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日改正)

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第24条、第26条、第39条の規定は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日改正)

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第3条、第24条、第39条の規定及び第40条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による

附 則 (平成20年4月1日改正)

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月28日改正)

1. この学則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日改正)

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日改正)

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則による改正後の長岡大学学則第1条、第3条、第24条、第32条、第39条及び第40条の規定は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 別表Ⅰ 学部学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学部・学科	目 的
経済経営学部	ビジネスを発展させる能力と人間力を鍛えるとともに、「毎日の大学生活で充実感を、能力アップを確かめて達成感を、卒業のとき4年間を振り返って満足感を」実感させることを目指す。
経済経営学科	経済学・経営学および関連分野の基礎的知識をバランスよく学び、経済学的・経営学的なモノの考え方を学修することによって、学際的な識見に裏付けられた問題解決能力を身につける。更に、実務的な知識を習得することにより、地域社会において貢献できる自立した人材の育成を目指す。

附 則（平成29年4月1日改正）

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則による改訂後の長岡大学学則第3条の規程は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年5月29日改正）

1. この学則は、平成29年5月29日から施行する。

長岡大学学生規則

（趣旨）

第1条 長岡大学学生（以下「学生」という。）の学生生活上必要な諸手続きについては、この規則の定めるところによる。

（誓約書等の提出）

第2条 学生は、学則第20条に定める本人及び保証人が連署した誓約書を、所定の日までに提出しなければならない。

（保証人）

第3条 前条の保証人は、父母又はこれに準ずる者で、その者の本学学生としての行為及び授業料等の納付について全責任を負う者でなければならない。

（保証人の変更等）

第4条 保証人を変更したときは保証人変更届により、保証人が住所を変更したときは保証人住所変更届により、すみやかに学長に届け出なければならない。

（現住所の届出）

第5条 学生は、入学後すみやかに住所又は宿所を学籍カードにより届け出なければならない。
2 前項の住所又は宿所を変更しようとするときは、そのつど住所変更届を学長に提出しなければならない。

（学生証）

第6条 学生は学生証を常に携帯し、教職員の求めがあったときはこれを提示しなければならない。
2 学生証は他人に譲渡し又は貸与してはならない。
3 学生証を携帯しない者に対しては、教室、研究室、図書館等本学施設の使用を拒否することがある。
4 学生証は、毎年度はじめに検印を受けなければならない。
5 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに学長に願い出て再交付を受けなければならない。
6 卒業、退学、除籍等により学生の身分を失ったときは、学生証を返還しなければならない。

（身上の異動）

第7条 改姓・結婚・養子縁組等により身上に異動があったときは、そのつど身上異動届を学長に提出

しなければならない。

(死亡又は行方不明の届出)

第8条 保証人は、学生が死亡したときは死亡届により、また行方不明の時は行方不明届により、学長に届出なければならない。

(欠席届)

第9条 学生が疾病その他の事由により2週間以上引き続いて欠席しようとするときは、欠席届を学長に提出しなければならない。疾病による場合は医師の診断書を添付すること。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年定期又は臨時に本学が実施する健康診断を受診しなければならない。

2 健康診断のほか必要に応じて予防接種を行うことがある。

3 学生は、健康診断の結果に応じて学長が行う健康上の指示に従わなければならない。

(団体結成)

第11条 学生が、競技会、演奏会、発表会、研修会、集会等の課外活動を行うために、団体を結成するときは、顧問及び代表責任者を定め、「団体結成・継続・変更願」(様式1)に「団体規約」(様式任意)、「団体員名簿」(様式2)を添えて学長に提出し、学生委員会の審査のうえ、教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

2 顧問は、本学の専任教職員とし、各学生団体の推薦または学生委員会の協議に基づき、本人の同意を得た上で、学長が委嘱する。

3 顧問の任務、任期、手当等については別に定める。

4 学生団体の代表責任者及び構成員は、本学学生とする。

5 学生団体の最小構成人数は、本学学生5名以上とする。

(学生の課外活動の適用範囲)

第12条 適用する学生団体は、次の各号の団体とする。

(1) 承認団体は、大学の公益性を有する課外活動を行う団体として、大学から承認を受けた団体をいう。

(2) 任意団体は、同好の者が集まり、自発的な学習・交流等の活動を行う団体として、結成を認められた団体をいう。

(団体継続)

第13条 学生団体が、当該団体を継続しようとするときは、顧問及び代表責任者を定め、「団体結成・継続・変更願」(様式1)に「団体員名簿」(様式2)を添え、毎年10月末までに学生委員会に提出するものとする。

2 学生委員会は、学生団体から、「団体結成・継続・変更願」が提出されたときは、過去の活動実績、団体構成人数等を勘案のうえ、審議し、教授会の議を経て、学長の承認を受けた後、継続することを承認するものとする。

(昇格手続)

第14条 任意団体が、1年以上の活動の実績を有し、承認団体に昇格を希望するときは、所定の「承認団体昇格申請書」(様式3)を学生委員会に提出して審査を受けなければならない。

(顧問等の変更)

第15条 学生団体は、第11条第1項に定める顧問、代表責任者及び団体規約に変更が生じた場合、速やかに「団体結成・継続・変更願」を学長に提出し、承認を得るものとする。

(学外活動)

第16条 学生団体が、学外において課外活動等(競技会、演奏会、発表会、研修会、学外遠征活動、合宿、集会等の行事)を行う場合は、「学外活動届」(様式4)を実施日の7日前までに事務局教務学生課に提出し、承認を得るものとする。

2 前項の学外活動届提出後、参加者及び日程等に変更があった場合は、速やかに「学外活動届(変更)」を事務局教務学生課に提出するものとする。

(学内活動)

第17条 学生団体が、学内において通常の活動以外の活動等(競技会、演奏会、発表会、研修会、合宿、集会等の行事)を行う場合は、事前に顧問に相談の上、「施設使用願」(様式5)を使用する7日前までに事務局教務学生課に提出し、許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて本学の施設を使用する学生団体は、職員の指示に従うものとし、使用する学生団体側に起因する事故が生じた場合は、その責任を負わなければならない。

(本学の活動支援)

第18条 本学は、学生団体に対して可能な範囲において、次の支援を行う。

- (1) 団体名に本学の名称を使用させること
- (2) 課外活動部室を貸与すること（承認団体を優先する）
- (3) 学内施設を優先的に利用させること
- (4) 競技会、演奏会、学術発表会等を後援又は協賛すること
- (5) その他本学が必要と認める支援

附 則
この規則は平成13年4月1日より施行する。

附 則
この規則は平成16年1月14日より施行する。

附 則
この規則は平成16年4月28日より施行する。

附 則
この規則は平成27年2月4日より施行する。

（印刷物の発行・配布・掲示）

第19条 学生団体又はその構成員が、学内外において印刷物等を発行・配布・掲示しようとするときは、「印刷物等発行・配布・掲示願」（様式6）に原稿又は写しを添え、実施日の7日前までに事務局教務学生課に提出し、承認を得るものとする。

（印刷物の配布・掲示の指定）

第20条 学内における印刷物等の配布・掲示は、事務局教務学生課が指定した期日及び場所において行うものとする。

- 2 指定された期間を経過した掲示物は、代表責任者において直ちに撤去するものとする。

（活動の禁止及び団体の解散）

第21条 学生団体又はその構成員の行為が、本学の秩序を乱し、あるいは名誉を著しく傷つけ、若しくはその恐れがあると認められるときは、学長はその活動を禁止又はその団体の解散を命じることがある。

- 2 第13条1項に定める届出のない学生団体は、解散したものとする。
- 3 学生団体が年度の途中で解散するときは、「団体解散届」（様式7）を学長に提出するものとする。

（事務）

第22条 この規定に定める手続きに関する事務は、事務局教務学生課において処理する。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、学生の課外活動に関して必要な事項は、学生委員会の議を経て、教授会が定める。

（改廃）

第24条 この規程の改廃は、教授会の議を経て大学運営会議が行う。

長岡大学試験規程

第1条 この規程は学則第26条による試験について定める。

第2条 履修した授業科目の単位を修得するためには、その授業科目の授業に出席して、第3条による試験を受験し、その試験に合格しなければならない。合格点は60点以上とし、成績評価はS（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）とする。

第3条 この規程による試験は定期試験、追試験および再試験とする。

第4条 第3条による試験を受験する者は学生証を携帯し、試験に際しては机上通路側に置いて置かなければならない。

第5条 試験開始後25分以内の遅刻者は試験場への入場を許可する。25分を超えて遅刻した者は入場を認めない。

2 試験開始後30分間は試験場から退場できない。

第6条 第3条による試験を受験する者は答案用紙に学籍番号、氏名を記入しなければならない。

2 前項の記入がない者の答案は無効とする。

第7条 定期試験、追試験および再試験の試験時間は原則として90分とする。

2 授業科目によっては前項の試験時間を変更して行うことがある。

第8条 次の各号に該当する者は第3条による試験を受験することができない。

- (1) 受験しようとする授業科目について履修届を提出していない者。
- (2) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者。
- (3) 学生証を携帯しない者
- (4) 休学及び停学中の者
- (5) 失格が確定している者

第9条 第3条による試験において試験開始後その授業科目を棄権しようとする者は、答案の成績評価欄に「キケン」と記入し提出しなければならない。この場合、再試験受験は認めない。

2 答案の試験場からの持ち出しは禁止する。

第10条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該学生がその学期に履修した全科目の単位を無効とするとともに学則第42条にもとづき懲戒する。

第11条 定期試験は、筆記、口述、報告書等によって、学期末または学年末に試験期間を設けて行う。

2 前項にかかわらず教授会の議を経て定期試験の時期を変更して行うことがある。

3 演習等を行う授業科目においては、定期試験を行わないことがある。

第12条 第11条第1項による定期試験は別に「定期試験時間表」を編成し、試験開始1週間前に公表する。

2 第11条第2項による定期試験の日程はその都度公表する。

第13条 やむを得ない事情のために定期試験を受験できない者は、前もって欠席理由を証明する証明書を添付した欠席届を学長宛提出しなければならない。

2 やむを得ない事情のために定期試験を受験できなかった者は、定期試験終了後1週間以内に第1項による試験欠席届を学長宛提出しなければならない。

3 第1項および第2項の「やむを得ない事情」とは、就職活動、忌引、病気（医師の診断書のあるもの）その他の事故をいう。

4 第1項および第2項により提出された試験欠席届は、教務委員会において審査する。

5 提出された試験欠席届について、教務委員会の審査の結果正当な理由と認められない場合、および試験欠席届未提出者は、その授業科目の追試験受験資格を失う。

第14条 第11条による定期試験のほか、次の場合に臨時に試験を行うことがある。

- (1) 担当教員が必要と認めた場合
- (2) 教授会が必要と認めた場合

第15条 第13条第3項による「やむを得ない事情」のために定期試験を受講できなかった者は、第13条第1項および第2項による試験欠席届のほか追試験受験願を所定の期日までに提出し、担当教員の承認を得て追試験を受験することができ

る。期日までに追試験受験願を提出しなかった者は、受験を認めない。

第16条 前条の追試験は毎学期末に行う。

第17条 追試験の得点は、100点満点の場合最高80点とする。

第18条 追試験の受験料は1科目につき2,000円とする。

第19条 履修した授業科目で定期試験を受験し不合格となった者に対して、科目担当教員は再試験を行うことが出来る。

第20条 前条の再試験が行われる場合、再試験受験希望者は所定の期日までに再試験受験願を提出し、担当教員の承認を得て再試験を受験することが出来る。期日までに再試験受験願を提出しなかった者は、受験を認めない。ただし、不正行為によって試験が無効となった科目については、再試験も認めない。

第21条 再試験の最高得点は合格最低点とする。

第22条 再試験の受験料は1科目2,000円とする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、長岡短期大学廃止までの短期大学に係る部分についてもこの規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条成績評価については平成17年度の入学生から適用するものとする。

長岡大学学生自家用車の駐車場利用に関する規程

(趣旨)

第1条 長岡大学学生（本科生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の全ての学生含む。以下「学生」という。）の自家用車による駐車場利用については、本規程の定めにしたがって規則する。

(駐車場を規制する時間)

第2条 学生の自家用車による駐車場利用は、次の時間に規制する。

- (1) 月曜日から金曜日までは午前9時から午後4時まで。
 - (2) 土曜日は午前9時から午後0時まで。
- 2 その他、必要に応じて臨時に規制を行い、または行わないことがある。

(駐車許可証)

第3条 規制が行われる時間内は、本学が発行する駐車許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けた学生自家用車以外は駐車してはならない。

(許可証の交付時期)

第4条 許可証の交付は、原則として毎年度の当初に行う。

(許可の対象)

第5条 許可証の交付は、学生が通学に常時使用する特定の自家用車に対して行う。

(許可証の交付申請)

第6条 許可証の交付を受けようとする学生は、駐車許可証交付願に下記の書類を添えて、指定された期日までに提出して学長の許可を得なければならない。

- (1) 車検証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 任意の自動車保険証の写し
- (4) その他本学が指定する書類

2 常時使用する自家用車を変更する場合は、事前に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。この場合の提出書類は、前項と同様とする。

(審査の手続き)

第7条 駐車許可は学生委員会の審査を経て、学長が行う。

- 2 許可証の発行枚数は、年度毎に決定する。

(手数料)

第8条 許可証の発行に関する費用は、学生がその実費を負担するものとする。

(譲渡・貸与の禁止)

第9条 許可証は他人に譲渡又は貸与してはならない。

(有効期限経過後の処置)

第10条 有効期限を過ぎた許可証は、ただちに学生課まで返却しなければならない。

(入構時の取扱)

第11条 許可証は、入構時はダッシュボード上に置いておかなければならない。

(駐車場所)

第12条 構内においては本学の教職員の指示に従い、学生用駐車場の白線内に駐車しなければならない。教職員駐車場、来客用駐車場への駐車は禁止する。

(駐車許可の取り消し)

第13条 次の場合には駐車許可を取り消し、許可証の返却を命じる。

- (1) 学生が住所を変更したことにより、自家用車による通学を要しなくなったと認められる場合。
- (2) 第9条、第11条並びに第12条の定めに著しく違反した場合。

(構内の事故)

第14条 構内における事故等については、本学は一切責任を負わない。

(諸問題への対応)

第15条 学生自家用車の駐車に関する諸問題は、学生委員会が処理する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月28日から施行する。